

普通運転免許を取得する教習生の皆様へ

平成29年3月12日、**準中型免許新設等を盛り込んだ改正道路交通法が施行**となり、普通免許を取得する場合に新法施行前の取得と新法施行後の取得によって、**運転できる車両の大きさに違いが生じます。**

具体的には、平成29年3月11日までに普通免許を取得した場合にはこれまでと同範囲の大きさの車両を運転することができますが、**平成29年3月12日以降に普通免許を取得した場合には運転することができる車両の大きさはこれまでよりも小さいもの（車両総重量・最大積載量）となります。**

そこで、教習生の皆様におかれましては、施行日前日までに普通免許を取得しなければ既得権益確保ができないということを充分理解していただき、既得権益を失わないよう入所したからには早々に教習を開始し、その後についても計画的に教習を進めて早期に普通免許を取得していただきたいと思っております。

{注 意 点}

- 1 **施行前の運転免許取得とは、指定自動車教習所を卒業するだけでなく、運転免許センターにおいて、運転免許試験に合格し、運転免許の交付を受けることであります。**
- 2 施行日である平成29年3月12日は日曜日であり、その前日の3月11日は土曜日であることから、運転免許センターでは運転免許試験を実施しておりませんので、**平成29年3月10日（金曜日）が、運転免許センターでの施行前最終の普通運転免許試験日となります。**
- 3 あらかじめ余裕を持って、運転免許試験を受験することが望ましいと思われまので、早めに教習を開始し、計画的に指定自動車教習を卒業し、期間に余裕を持って運転免許センターで行われる運転免許試験（施行日以前）に臨んでいただきたいと思っております。

※卒業証明書の有効期限内（施行前卒業）であっても、改正道路交通法施行日以後の免許試験合格では新法が適用されますので注意してください。